

## 防災訓練経費助成事業における助成対象について（対象経費・対象外経費）

### ○ 対象となる経費

訓練参加者への記念品		①非常食 →飲料水、食料など ②防災グッズ →懐中電灯、LEDランタン、簡易トイレ、口腔ケア用ウェットティッシュ、非常用除菌シートなど ※配布する種類・数量に制限はありません。 ※1人あたりの記念品の上限は1,000円です（1,000円を超えた額は、対象外となります）。
訓練講師への謝礼金		講師を依頼した際の講演料（交通費含む）
訓練で使用する備品	リースの場合	①テント ②机・イス ③その他防災訓練に必要な備品
	購入の場合	購入の場合は全て対象外です。
訓練で使用する消耗品		①筆記用具 →ペン、消しゴム、マーカーなど ②ごみ袋、ビニール袋 ③衛生用品 →フェイスシールド、使い捨て手袋、除菌シート、アルコール消毒液 ④炊き出しに必要なもの →食料、飲料水、使い捨ての皿・スプーン・コップ ⑤その他防災訓練にのみ必要なもの ※消耗品の購入にあたっては、防災訓練で必要な数量を精査してください。

### ✕ 対象とはならない経費

- 災害時のための備蓄品  
 →飲料水、食料、簡易トイレ、毛布、ヘルメット、充電器など
- 購入した備品  
 →テント、机、イス、鍋、やかん、カセットコンロ、BBQセット、防災資機材など  
 ※訓練で使用するものであっても、対象外となります（リースであれば可）。
- 1週間を超える備品のリース料
- 防災訓練と同時に実施する催し物（訓練とは別の催し物）で使用する備品のリース料
- アルコール飲料

※対象経費に該当するかご不明な場合には、事前に区までお問合せください。